

子ども食堂を運営する団体の皆さんにその事業費を補助します。

【趣旨】

本市の子どもたちに無料または低廉で食事や地域住民との交流を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりをすすめ、子どもたちが健全で安心して過ごせる環境を充実させ、支援が必要な子どもがいれば行政等の必要な支援につなげることを目的に、飯塚市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助するものです。

★補助金交付の主な要件は次のとおりです。

- ① 飯塚市内の子どもたちの居場所づくりのため子ども食堂を実施している団体
 - ② 市内で実施していること
 - ③ 利用料金が無料または材料費等実費相当額であること
 - ④ 1回あたり10食以上提供できる体制であること
 - ⑤ 年間を通じて、原則月1回以上定期的な実施をすること
 - ⑥ 実施団体の関係者等、特定の者のみ参加する運営を行わないこと
 - ⑦ 宗教的活動、政治的活動及び営利を目的としないこと
 - ⑧ 子どものアレルギーの有無等に十分配慮し、衛生管理を徹底すること
 - ⑨ 食事の提供以外に学習の場やレクリエーションの場など子どもの居場所づくりに努めること
 - ⑩ 支援が必要な子どもまたは保護者を行政等の必要な支援に結び付けるよう努めること
 - ⑪ 補助対象事業を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと（必要に応じて支援機関等に情報提供する場合は除きます）
 - ⑫ 補助対象事業に関し、国及び地方公共団体から補助金等の財政的支援を受けていないこと。
- ※その他補助金の交付要件がございます。詳細については、要綱等をご覧になるか、おたずねください。



【補助事業の対象例】 ※以下は一例ですので、詳細についてははおたずねください。

- ・市内の子どもたちを対象に子ども食堂、学習支援といった子どもの居場所づくりのため場所を借りて行っている。（賃料や食材費、教材費等の経費など）
- ・部屋の一部を修繕し、子ども食堂を実施し、衣食住などの生活支援（生理用品の提供を含む）を行っている。（修繕費、食材費、生活支援品の経費など）
- ・子ども食堂を実施しながら、子どもたちやその保護者の相談窓口を設置し、支援が必要な場合は行政等の支援窓口につなげている。（食材費や用紙等の消耗品等の経費など）

※いづれも子ども食堂を開催することの広報等を行うと思うので、ポスターなどの印刷製本費の経費も対象となります。

★補助金額は次のとおりです。

| 補助金の種類 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-----------|---|---|
| 開設・拡充費補助金 | 修繕費(1件につき3万円以内)、消耗品費、印刷製本費、リース料 | 補助対象経費の額(1団体につき限度額20万円) |
| 運営費補助金 | 会場使用料、食材費、消耗品費、交通費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、負担金 | 補助対象経費の額とし、当該年度内において開催した回数に1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額(1団体につき限度額24万円) |

備考

- 1 拡充費補助に係る補助金の交付は、1補助事業につき通算1回とする。ただし、当該1回の交付決定額が限度額に満たない場合、当該申請日から3年を経過する日までは、交付決定額が限度額に達するまで、回数にかかわらず、交付申請を行うことができる。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

【補助金の申請から実績報告・補助金交付までの流れ】

- (1) **交付申請** 所定の申請書、事業計画書、保険加入がわかるもの等の提出をお願いします。
 - (2) 審査及び交付決定通知 提出書類に基づき審査を行い、審査後に決定通知を送ります。提出書類については、聞き取りを実施する場合があります。
 - (3) **実績報告** 所定の実績報告書のほか、領収書やレシートの写し※事業対象外経費が含まれている場合は不可
事業活動時の写真(例)調理時、食事、学習、交流の様子等
チラシ等周知、広報の内容がわかるものなどの提出をお願いします。
 - (4) 審査及び確定通知 提出書類に基づき、補助金額を決定し、確定通知書を送付します。提出書類については、聞き取りを実施する場合があります。
 - (5) **補助金の請求** 確定通知を受け取り後、請求書と確定通知書の写しの提出をお願いします。
 - (6) 補助金の交付 請求のあった補助金額を口座振り込みにて支払います。
- ※申請書や実績報告書等は市のHPからも受け取れます。



【お問合せ先】飯塚市役所福祉部子育て支援課
0948-22-5500 (内線 1125)